

平成 27 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 垣 内 剛
(コード番号：6173 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 大 垣 内 好 江
(TEL. 03-6758-5588)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、平成 27 年 9 月 14 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改訂を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改訂箇所には下線を付しております。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、次のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
 - (2) 社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
 - (3) 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
 - (4) コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内に相談窓口を設置する。
 - (5) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
 - (2) 取締役および監査役は常時上記の文書を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
 - (2) 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析および評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析および評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置または対応者を定め、迅速な対応

による損失拡大の防止に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

5. 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- (2) 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人に取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置く。
- (2) 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

7. 当社および関係会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況および、内部体制に関する報告を行う。
- (2) 当社および関係会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- (3) 当社および関係会社の取締役および使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- (4) 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役および使用人の説明を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- (2) 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役が職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

以上